平成２１年（フ）第２２８号
福島県いわき市勿来町窪田道山48番地の７
債務者　浦山　　学
１　決定年月日時　平成21年10月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２３０号
福島県いわき市鹿島町御代字柿境11番地の43
債務者　吉岡　明美
１　決定年月日時　平成21年10月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第３８５号
群馬県高崎市中豊岡町388番地１
債務者　柳田　ほの
１　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４０７号
群馬県藤岡市本郷903番地１　県住78Ｃ棟72号
債務者　田本　雅晴
１　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第５５５号
埼玉県飯能市大字岩沢593番地７、前住所北海道札幌市豊平区平岸三条16丁目１番27号
ＬＡＶＩＥ―101号
債務者　瀬川　慎一
１　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５６５号
埼玉県富士見市鶴馬２丁目７番47号
債務者　梅宮　芳恵
１　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５９５号
埼玉県狭山市入間川３丁目33番６―305号
債務者　高橋　五月（旧姓湊）
１　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５９６号
埼玉県所沢市大字上安松1254番地の１　４―102
債務者　早田千恵子
１　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６０２号
埼玉県入間市大字仏子1035番地11　仏子団地４号棟103
債務者　阿部　憲一
１　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３２８号
埼玉県羽生市南羽生２丁目８番地12　エクレール南羽生201号
債務者　渡辺　恭子
１　決定年月日時　平成21年10月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第６７２号
神奈川県小田原市栢山74番地の５、前住所神奈川県小田原市堀之内414番地
債務者　森井　伸洋
１　決定年月日時　平成21年10月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６８０号
神奈川県秦野市尾尻488番地の４、前住所神奈川県藤沢市城南２丁目２番20号　レインボー湘南Ｃ202号室
債務者　橋本　佳子
１　決定年月日時　平成21年10月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６８７号
神奈川県南足柄市狩野21番地６
債務者　小野　健二
１　決定年月日時　平成21年10月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７０５号
神奈川県小田原市扇町３丁目26番17―505号
債務者　井上　麻美
１　決定年月日時　平成21年10月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７２３号
神奈川県厚木市鳶尾１丁目15番15号
債務者　田島　幸造
１　決定年月日時　平成21年10月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５４１号
新潟県三条市柳川新田656番地、申立時の住所新潟市江南区東船場５丁目４番８号
債務者　鍋嶋　幸絵（旧姓丸田）
１　決定年月日時　平成21年10月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５２号
新潟市北区長戸呂827番地
債務者　木村　忠清
１　決定年月日時　平成21年10月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
新潟地方裁判所民事部